

審査の結果の要旨

氏名 岩城高広

本論文はビルマのコンバウン朝前期（1752－1819）を対象に、前植民地期の最終段階における王朝の地方支配システムと個別の地方権力の対応を通じて、地方権力の存在態様を論じたものである。ビルマ史における当該時期は第一には現在のミャンマー国家の枠組が設定された時代であるが、同時にその枠組み内部での王権と地方権力の二重性が問題とされてきた。著者は同時期の行政文書を駆使して、王朝権力と地方社会の関係を実証的に解析し、王朝と地方というこれまでの二元論的な理解を排し、一つのコンバウン的な支配システムとして理解する。

ビルマ史における近世国家としてのコンバウン朝の位置を論じた序章、第1章に続いて、第2章では、主にルットー・ピヤッサー文書の分析によって、当時の王朝権力が地方権力者が亟が王朝権力によるそれぞれの在地支配の認証を求め、それが王朝権力による地方権力統制のための一定のルールを形成したとする。第3章では、王権の地方支配関与を論じ、王権からの認証が在地支配者の権威になるとともに、認証を求める支配者間の競合が発生し、地方権力が不安定化し、王権の統制が一定の意味をもったとする。第4章、第5章では、スイッターン文書の分析によって、地方の政治単位であるミョウの成立を論じ、ハンタワディー地方のような新領域では、在地権力の支配が希薄であり、コンバウン朝の実効支配の端緒が始まった一方、サリン地方では、おそらく灌漑システムの維持を通じて、在地支配者の権限が強かつたことを論証し、地方支配のあり方の地方的な偏差を強調している。以上を通じて、本論文はコンバウン朝前期において、多くの地方的偏差をもちながらも、在地支配者の地方支配は不安定化し、王権の干渉、統制が一定に進捗し、相互の依存関係が一つの支配システムを形成したことを論証している。

本論は、第一に史料批判においてやや問題があり、第二に史料的にはボドパヤー王時期をとりあげながら、コンバウン前期という長い時期の設定をしたことに無理があり、第三に多くの偏差をもった史料を論理的にまとめたとはいがたく、このために結論が不明瞭であり、論としての説得力を十分にもっていない。

しかしながら、以上の問題を考慮した上、本論文のパイオニア的な学術的価値はきわめて高いこと、また本人のきわめて積極的な学術的意欲を評価して、本審査委員会は本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと判定する。